

資料
No. 1 - 1

# 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

文

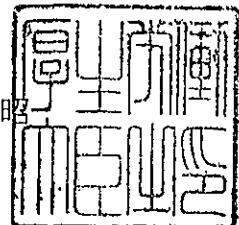
厚生労働省発職 0903 第1号

平成22年9月3日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 長妻 明子



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会  
の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

## 第一 雇用保険法施行規則の一部改正

### 一 被保険者となつたことの届出の改正

事業主は、法第二十二条第五項に規定する者であつて、被保険者となつた日が被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前にあるものに係る届出については、資格取得届に五の(一)又は(二)に定めるいづれかの書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならないものとすること。

### 二 被保険者でなくなつたことの届出の改正

事業主は、法第二十二条第五項に規定する者であつて、被保険者でなくなつた日が被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前にあるものに係る届出については、資格喪失届に五の(一)又は(二)に定めるいづれかの書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならないものとすること。

## 三 確認の請求の改正

被保険者となつたこと又は被保険者でなくなつたことの確認の請求に、次に掲げる事項を追加するものとすること。

(一) 法第二十二条第五項に規定する者であつて、被保険者となつた日が法第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前にあるものが被保険者となつたことの確認の請求を文書で行う場合は、その者は、請求者の氏名等を記載した請求書に五の一(又は二)に定めるいづれかの書類を添えて、その者を雇用し又は雇用していた事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならないものとすること。

(二) 法第二十二条第五項に規定する者であつて、被保険者でなくなつた日が被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前にあるものが被保険者でなくなつたことの確認の請求を文書で行う場合は、その者は、請求者の氏名等を記載した請求書に五の一(又は二)に定めるいづれかの書類を添えて、その者を雇用し又は雇用していた事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならないものとすること。

(三) 法第二十二条第五項に規定する者であつて、被保険者となつた日が法第九条の規定による被保険者

となつたことの確認があつた日の二年前の日より前にあるものが被保険者となつたことの確認の請求を口頭で行う場合は、その者は、請求者の氏名等の事項を公共職業安定所長に陳述し、五の(一)又は(二)に定めるいずれかの書類を提出しなければならないものとすること。

(四) 法第二十二条第五項に規定する者であつて、被保険者でなくなつた日が第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前にあるものが被保険者でなくなつたことの確認の請求を口頭で行う場合は、その者は、請求者の氏名等の事項を公共職業安定所長に陳述し、五の(一)又は(二)に定めるいずれかの書類を提出しなければならないものとすること。

(五) (三)又は(四)の規定による陳述を受けた公共職業安定所長は、聴取書を作成し、請求者に読み聞かせた上、署名又は記名押印させなければならぬものとすること。

#### 四 法第二十二条第五項の厚生労働省令で定める日

(一) 法第二十二条第五項の厚生労働省令で定める日は、五の(一)又は(二)に定める書類により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかとなる最も古い日とするものとすること。

(二) 五の(一)又は(二)に定める書類に基づく確認において、(一)の最も古い日を確認をすることができないときは、当該書類に基づき被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかとなる最も古い月の初日を(一)の最も古い日とみなすこと。

(三) (二)の規定により、当該最も古い月の初日を(一)の最も古い日とみなした場合に、当該最も古い月の初日が直前の被保険者でなくなつた日よりも前にあるときは、(二)の規定にかかわらず、当該直前の被保険者でなくなつた日を(一)の最も古い日とみなすこととする。

(四) 法第二十二条第五項に規定する者は、五の(一)又は(二)に定める書類に基づき確認される被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期の直近の日の翌日に被保険者でなくなつたこととみなすこととする。

(五) 五の(一)又は(二)に定める書類に基づく確認において、(四)の直近の日を確認をすることができないときは、当該書類に基づき確認される被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期の直近の月の末日の翌日に被保険者でなくなつたこととみなすこととする。

(六) (五)の規定により、当該直近の月の末日の翌日をその者が被保険者でなくなつたこととみなした場合に、当該直近の月のうちに被保険者となつた日があるときは、(五)の規定にかかわらず、当該被保険者となつた日の前日に被保険者でなくなつたこととみなすものとすること。

(七) (四)から(六)までの規定は、法第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前までの時期については、適用しないものとすること。

## 五 法第二十二条第五項第二号の厚生労働省令で定める書類

法第二十二条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとするものとすること。

- (一) 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百八条に規定する賃金台帳その他の賃金の一部が労働保険の保険料として控除されていることが証明される書類
- (二) 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票又は法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第六十七条第一項に定める書類のうち賃金の一部が労働保険の保険料として控除されていることが証明されるもの

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

## 第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

### 一 特例納付保険料の基本額

(一) 特例納付保険料の基本額は、特例対象者に係る第一の四の一の最も古い日から一箇月の間に支払われた賃金の額及び第一の五の一又は二に定める書類に基づき確認される被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期の直近一箇月に支払われた賃金の額の合計額を二で除した額（当該特例対象者に係る被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のすべての月に係る賃金が明らかである場合は、当該賃金の合計額を当該月数で除した額）に当該書類に基づき確認される被保険者の負担すべき額に相当する額が、その者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期の直近の日の雇用保険率及び当該最も古い日から被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期の直近の日までの期間（法第四条の二第一項の規定による届出をしていた期間を除く。）に係る月数を乗じて得た額とするものとすること。

(二) (一)により特例納付保険料の基本額を計算する場合に、(一)の期間に一月未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとすること。

## 二 特例納付保険料の基本額に加算する額

特例納付保険料の基本額に加算する額は、一の規定により算定した特例納付保険料の基本額に百分の十を乗じて得た額とするものとすること。

## 三 特例納付保険料の納付の申出

特例納付保険料の納付の申出は、事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地、労働保険番号並びに特例納付保険料の額を記載した書面を都道府県労働局長に提出することによつて行わなければならぬものとすること。

## 四 特例納付保険料に係る通知

所轄都道府県労働局歳入徴収官は、特例納付保険料を徴収しようとする場合には、通知を発する日から起算して三十日を経過した日をその納期限と定め、事業主に、次に掲げる事項を通知しなければならないものとすること。

(一) 特例納付保険料の額

(二) (一) 納期限

五 厚生労働大臣の権限の委任

厚生労働大臣の権限の都道府県労働局長への委任に、特例納付保険料の納付勧奨及び事業主による特例納付保険料の納付の申出の受理に関する権限を追加するものとすること。

六 その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第三 その他

一 施行期日

この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十五号）の公布の日（平成二十二年三月三十一日）から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二 経過措置

- 三 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとすること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとすること。